

2025年度 長野デューンズゴルフクラブ 水質検査結果報告

- 2025年10月24日(金) 採水 -

1. 検査結果概要

(1) 採水箇所

ゴルフ場内 (排水)	調節池 : A, A', B, C, D, E (計6箇所)
------------	--------------------------------

(2) 検査対象

2025年6月の水質検査以後使用したすべての農薬成分及び過去1回の水質検査で検出された農薬成分を対象とした。詳細は、下表のとおりである。

対象	成分等		
	使用期間・検査日	内訳	
使用農薬 (使用期間)	のべ 農薬21成分	2025年6月21日～ 2025年10月24日	農薬21成分
検出農薬 (検査日)		2025年6月20日	農薬4成分

(3) 農薬成分の検出状況

- 調節池で2成分が検出(定量)された。
- 2成分はクロチアニジン、ペンフルフェンであるが、検出値は各種基準値等を下回っていた。

(単位 : mg/L)

成分名	検出箇所	検出値	定量下限値	長野デューンズ検査基準	水道水質管理目標値(イ)	水濁指針値×0.1(口)	水域指針値(口)	ADIから算出した値(ハ)
クロチアニジン	A, A', B C, D, E	0.0008～ 0.0058	0.0005	0.028	—	0.25	0.028	0.25
ペンフルフェン	A, A', C, D, E	0.0008～ 0.0026	0.0005	0.053	—	0.053	0.1	0.053

イ. 水道水質管理目標値

ロ. イの値がない場合は、ゴルフ場指導指針の水濁指針値の10分の1、または水域指針値のうち、値の小さい値

長野デューンズ検査基準 : ハ. ロの値がない場合は、次の式から求められる値

一日摂取許容量ADI (mg/体重kg/日) × 53.3 (kg) × 0.1 (ADIの10%配分) / 2 (l/人/日)

水道水質管理目標値 : 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付健発第1010004号 最終改正 令和4年3月31日生食発0331第3～6号)

水濁指針値 : 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」(令和2年3月27日環水大土発第2003271号各都道府県知事宛 環境省水・大気環境局長通知)

水域指針値 : 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」(令和2年3月27日環水大土発第2003271号各都道府県知事宛 環境省水・大気環境局長通知)